

## 令和 8 年度白浜町廃船魚礁設置業務委託事業者選定要領

この要領は、白浜町が行う廃船を再利用した魚礁設置事業における最適な設置業務委託予定業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務内容

#### (1) 業務名

令和 8 年度白浜町廃船魚礁設置業務委託

#### (2) 設置品名等

観光船グラスボート「せと」及び「りんかい」 合計 2 隻

※別紙「令和 8 年度白浜町廃船魚礁設置業務委託事業仕様書」参照

#### (3) 設置期限

令和 8 年 7 月 1 0 日まで

#### (4) 設置場所

白浜町内湯崎地先海底

※別紙「令和 8 年度白浜町廃船魚礁設置業務委託事業仕様書添付の位置図」参照

#### (5) 事業予算額

1 9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2. 公募型プロポーザル手続等

#### (1) 提出先

〒 6 4 9 - 2 3 3 2

和歌山県西牟婁郡白浜町栄 7 3 1 番地の 5 白浜町富田事務所内

白浜町農林水産課施設係（担当：原田）

#### (2) 提出期限

令和 8 年 4 月 2 7 日（月） 午後 5 時 0 0 分必着

#### (3) 提出方法

持参、郵送等による。ただし、上記(2)の期限までに必着すること。

#### (4) 提出書類

令和 8 年度白浜町廃船魚礁設置業務委託事業企画提案書（様式第 1 号）

#### (5) 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）※複本は写し可とする。

#### (6) 企画提案書記載上の留意事項

ア 審査は、本事業の趣旨が主に廃船を活用した魚礁の設置であることに鑑み、確実な船体固定の安定性及び事業運営の効率性を重視する。

イ 提案書を補足する資料の様式は任意とするが、A 4 サイズ縦置きを原則とする。

### 3. 事業者の選定

(1) 提出書類の内容を基に、あらかじめ定めた評価基準（別紙）による審査を行い、その

結果をもとに決定する。

(2) 提出書類だけでは審査が困難と判断したものについては、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日 令和8年5月8日(金)

イ 場所 白浜町富田事務所

ウ プレゼンテーションの実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング審査10分以内)を予定する。

エ プレゼンテーションへの出席者は、1事業者につき3名までとする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、必要に応じたパソコン・プロジェクター等による説明を可能とする。この場合、パソコン・プロジェクター・コード類・スクリーンは事業者が用意するものとする。

カ プレゼンテーション・ヒアリング審査は、個別に行い、非公開とする。

(3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者(同点の場合は、審査員全員で協議)を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合には、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う

#### 4. 実施要領に関する質問の受付・回答・公表

(1) 受付期間

令和8年4月10日(金)から令和8年4月17日(金)の午後5時00分まで(必着)とする。

(2) 質問方法

ア 質問事項を記載した質問書(様式第2号)を電子メールで送付する。

※送信したことを白浜町担当者まで電話連絡すること。

イ 原則、電子メール以外での質問は、受け付けない。

ウ 本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外の質問は、受け付けない。

(3) 提出先

電子メールアドレス:n.harada@town.shirahama.lg.jp

(4) 回答及び公表

質問内容及び回答は、すべてに対して順次、電子メールで行う。

#### 5. スケジュール

(1) 企画提案書等の提出期限 令和8年4月27日(月)

(2) プレゼンテーション審査 令和8年5月8日(金)

(3) 結果の通知・公表 令和8年5月中旬予定

(4) 契約締結・公表 令和8年5月下旬予定

#### 6. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) この実施要領に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして白浜町が認定した場合

- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、白浜町が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 参考見積額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が前記1(5)の事業予算額を超えている場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合
- (7) 契約締結日までの期間において、和歌山県及び白浜町から入札参加資格停止又は回避の措置を受けた場合

## 7. 選考結果の通知

選考結果は、提案書を提出したすべての事業者にも文書により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには、一切応じない。

## 8. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は、認めない。ただし、白浜町から要請のあったものについては、この限りではない。
- (4) 採用された企画提案書の著作権は、白浜町に帰属する。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、白浜町情報公開条例の規定により、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 応募者が1者（社）の場合であっても、本プロポーザルを中止せず、選考を実施する。なお、点数評価が12点を下回り、応募者の提出した企画提案が要求水準等を満たさないと白浜町が判断したときは、その企画提案を採用せず、応募を失格とする場合がある。

## 9. 問い合わせ先

〒649-2332

和歌山県西牟婁郡白浜町栄731番地の5 白浜町富田事務所内

白浜町農林水産課施設係（担当：原田）

電話：0739-45-0009

FAX：0739-45-1019

電子メールアドレス：n.harada@town.shirahama.lg.jp

(別紙)

評 価 基 準

No.	評価項目	評価の観点や視点	評価点 〈最低水準点〉
1	提 案 の 方 針	事業の目的及び内容を十分理解した提案となっているか。	4点 〈2点〉
2	提 案 の 有 効 性	民間による専門的情報、知識等を活かし、有効性のある提案となっているか。	4点 〈2点〉
3	実 施 体 制	提案内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員配置、役割分担等）をとっており、確実に実施することができるか。	4点 〈2点〉
4	購 入 費 用	荒天時などにおいても十分な固定状態が確保されるものであるか。	6点 〈3点〉
5	購 入 費 用	見積額が安価であり、経費の内訳が明確であり、妥当性があるか。	6点 〈3点〉

※評価点欄中の上段は、審査員1人当たりの配点である。